

鎌ヶ谷市立図書館ホームページ広告掲出に関する取扱基準

(目的)

第1条この基準は、鎌ヶ谷市有料広告掲出の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、図書館のホームページに掲出する有料広告の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の範囲及び種類)

第2条ホームページに掲出する広告の範囲は、要綱第3条に定めるものとし、種類はバナー広告とする。

(広告の枠数、掲出料及び掲出規格)

第3条 広告の枠数、掲出料及び掲出規格は、別表1のとおりとする。

2 広告掲出期間中、図書館の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その時間に応じ別表2のとおり掲出期間を延長する。

(広告掲出者の募集)

第4条 募集は、原則として市及び図書館のホームページ及び広報かまがやに掲出し、公募するものとする。

2 募集期間は毎年2月に次年度分の広告掲出希望者を募集するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、掲出枠に空きが生じたときは、当該年度分の広告掲出希望者を随時募集できるものとする。

(広告掲出の申込み)

第5条 広告掲出希望者は、要綱第7条に規定する広告掲出申込書に広告原稿を添付して、市長に申し込むものとする。

(広告掲出の決定)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに広告掲出の可否を決定し、要綱第8条に規定する広告掲出決定通知書により申込者に通知するものとする。この場合において、広告の申込みが当該広告掲出件数を超えたときは抽選とする。

(広告掲出料の納付)

第7条 広告掲出の決定を受けた広告掲出希望者（以下「広告主」という。）は市が指定する方法により、期日までに広告掲出料を納付しなければならない。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲出にかかる経費の負担及び広告原稿の提出)

第9条 広告原稿は、広告主の負担で作成し、図書館が指定する方法により期日までに提出するものとする。

(広告掲出の取消し)

第10条 広告の掲出が決定した後でも、市長は、図書館のホームページの更新に支障があると認めたときのほか、市長が指定する期日までに掲出原稿を提出しなかったとき又は広告掲出料を納付しなかったときは、広告の掲出を取り消すことができる。

(広告掲出料の還付)

第11条 広告掲出が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載が中止になったときは、広告掲出料を一部又は全額還付する。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この基準は、平成20年1月4日から施行する。

附則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

別表 1

1 広告枠数

広告枠は最大 3 コマとする。

2 掲載規格及び掲載料

規格（1 枠につき）	基本掲載期間	料金
天地 60 ピクセル 左右 150 ピクセル 4 K b 以内 G I F 8 9 A 形式 アニメーションやフラッシュを使用しないこと	1 カ月	5, 000 円

別表 2

閉鎖した時間	延長する時間
連続して 3 時間以上 24 時間以内	1 日
連続して 24 時間を越え 48 時間以内	2 日
連続して 48 時間を越え 72 時間以内	3 日
連続して 72 時間を越え 96 時間以内	4 日
連続して 96 時間を越えたとき	閉鎖した時間を 24 時間で除して 得た日数 + 1 日